

第14号議案

芦屋市大学等入学支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市大学等入学支援基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

経済的な理由により大学等への進学が困難な者に対し受験料支援金を給付する制度を設けることに伴い、給付金の名称を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市大学等入学支援基金条例の一部を改正する条例

芦屋市大学等入学支援基金条例（平成29年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 向学心を持ちながら、経済的な理由により学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を除く。）並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校のそれぞれの専攻科並びに高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）への入学が困難な者に対して<u>入学支援金</u>を給付し、もって教育の機会均等を図るため、芦屋市大学等入学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 向学心を持ちながら、経済的な理由により学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を除く。）並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校のそれぞれの専攻科並びに高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）への入学が困難な者に対して<u>入学支度金</u>を給付し、もって教育の機会均等を図るため、芦屋市大学等入学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市大学等入学支援基金条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

経済的な理由により大学等への進学が困難な者に対し受験料支援金を給付する制度を設けることに伴い、給付金の名称を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

現行の大学等入学支度金に加え、新たに大学等の受験料相当額に対して支援金を給付するため、下記のとおり給付金の名称を改める。

	改正案	現 行
名 称	大学等入学 <u>支援金</u>	大学等入学 <u>支度金</u>
給付内容 (規則で定める)	<ul style="list-style-type: none">・ 入学支度金 (大学等の入学金相当額 に対する支援)・ <u>受験料支援金</u> (<u>大学等の受験料相当額</u> に対する支援)	<ul style="list-style-type: none">・ 入学支度金 (大学等の入学金相当額 に対する支援)

3 施行期日

令和4年4月1日

大学等受験料等支援金制度 概要 ①

◇制度拡充の背景

- 平成29年度に芦屋市大学等入学支度金制度を創設
- 国の高等教育無償化の開始に伴い、本市の実施する対象者と支給対象が重複したことから、申請件数及び給付額が大幅に減少

高校と大学の就学支援制度の切れ目になっていることから、芦屋市独自の施策として、大学等入学支度金に加えて、受験料等を給付する制度に拡充

◇制度の概要

- 対象校 学校教育法第1条に規定する学校
(大学・短期大学・高等学校専攻科・中等教育学校の後期課程の専攻科・特別支援学校専攻科・高等専門学校(第1～3学年を除く))
- 対象者 (1)高等教育の修学支援新制度の第I区分認定者(非課税世帯相当)で令和4年度以降の大学等の受験生
(2)申請時点で1年以上継続して芦屋市に住所を有しているかた

大学等入学支援金	
大学等受験料等支援金(※制度拡充分)	大学等入学支度金(現行制度より変更なし)
上限10万円	上限20万円
<ul style="list-style-type: none"> ・受験料実費負担額 ただし、3校までとし、1校あたり35,000円を上限とする。 ・合否不問 	※高等教育の修学支援新制度による減免適用後の実費負担額について支給(実際に入学した大学等の入学料のみを対象)

大学等受験料等支援金制度 概要 ②

◇大学受験料(参考)

受験校	区分	受験料
大学入学共通テスト	2教科以下	12,000円
	3教科以上	18,000円
私立大学	一般選抜	約35,000円 ※歯学部・医学部は約40,000円～約60,000円
国公立大学	2次試験(前期・中期・後期)	約17,000円

◇申請の例 ① 国公立2校・私立1校

○国公立(前期)
共通テスト18,000円+2次17,000円=35,000円(1校分)

○私立 35,000円(1校)

○国公立(中期) 2次17,000円(1校)

自己負担合計 87,000円 →全額給付

◇申請の例 ② 国公立2校

○国公立(前期)
共通テスト18,000円+2次17,000円=35,000円(1校分)

○国公立(後期) 2次17,000円(1校)

自己負担合計 52,000円 →全額給付

◇申請の例 ③ 国公立1校・私立2校

○国公立(前期)
共通テスト18,000円+2次17,000円=35,000円(1校分)

○私立 35,000円×2校=70,000円(2校)

自己負担合計 105,000円 →100,000円給付(上限)

◇申請の例 ④ 国公立1校・私立(医学部)1校

○国公立(前期)
共通テスト18,000円+2次17,000円=35,000円(1校分)

○私立(医学部) 60,000円(1校) →1校上限35,000円

自己負担合計 95,000円 →70,000円給付

ライフステージ別 各種給付・貸付制度

